

附 則

(施行期日)

1 1の省令は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 1の省令の施行の際現に行われている1の省令による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第13条第1号に規定する方法による特定手續は、1の省令による改正後の工業所有権に関する手續等の特例に関する法律施行規則第13条に規定する方法による特定期限とみなす。

告 示

○法務省告示第十八号

戸籍法第18条第1項の規定により、次の大臣長を電子機器処理組織にて戸籍事務を取り扱う市町村に付する。

1の押印は、平成11年3月10日から効力を生ずる。

平成11年3月10日

法務大臣 千葉 景子

福島県郡山市長

○財務省告示第十九号

課税法施行令(昭和19年政令第百五十号)第十九条第1項及び第2項に付する内国消費税の徵收並に課する法律施行令(昭和30年政令第百号)第30条第1項の規定に基づき、税關官署を指定する件(平成11年1月1日財務省告示第11号)の1部を次のものに改正し、平成11年3月10日から適用する。

平成11年3月10日

財務大臣 菅 直人

第36条を第37条とする。第14条から第35条までの1号を繰り下す。第33条の次に次の1号を加へる。

14 横浜税關局税關支署つゝは支張所

○厚生労働省告示第十三号

検疫法施行令の1部を改正する法令(平成11年政令第113号)の施行に伴い、及び検疫法(昭和16年法律第101号)第八条第4項の規定に基づき、検疫法第八条第4項の規定による検疫区域(昭和16年厚生省告示第109号)の1部を次のものに改正し、平成11年3月10日から適用する。

平成11年3月10日

厚生労働大臣 長妻 昭

福島県告示の1部を次のものに加へる。

百里駅行駅 紅葉内山駅

○厚生労働省告示第十四号

検疫法施行令の1部を改正する法令(平成11年政令第113号)の施行に伴い、及び検疫法施行令(昭和16年政令第101号)の規定に基づき、検疫区域を行つ区域のうち陸域の地域を定める件の1部を次のものに改正し、平成11年3月10日から適用する。

なお、改訂に添付する地図は、当該地域を管轄する東京検疫所茨城空港支張所に備え付けて保管に供する。

平成11年3月10日

厚生労働大臣 長妻 昭

(「次のもの」等)

○特許庁告示第一号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成11年通商産業省令第41号)第13条第1号の規定に基づき、平成17年特許庁告示第4号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第13条第1号)に規定する電子証明書を定める件の1部を次のものに改正する。

平成11年3月10日

特許庁長官 繩野 卓弘

題名中「第13条第1号」を「第13条第1号」に改める。

第一号中「第13条第1項第1号」を「第13条第1号」に改める。

附 則

1の告示は、平成11年4月1日から施行する。

○国土交通省告示第十八号

土地使用法(昭和14年法律第109号)以下「法」(以下「法」)第13条の規定に基づき、業者の認定をしたので、法第14条第1項の規定に基づき次のとおり改めること。

平成11年3月10日

国土交通大臣 岩原 譲同

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線新設工事(紀伊長島インターインジ(仮称)から紀勢大内山インターインジまで)

第3 起業地

1 収用の部分 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字坂ノ谷、字向井田、字丹甫、字平サゴ、字風呂ケ谷、字井戸谷、字小屋ノ谷、字男谷及び字宇和ノ谷地内

三重県度会郡大紀町大内山字川口前地内

2 使用の部分 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字宇和ノ谷及び字伯父ノ谷地内

三重県度会郡大紀町大内山字仙谷、字米ケ谷奥、字イヤ谷、字宮ノ後及び字川口前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島字坂ノ谷地内の紀伊長島インターインジ(仮称)から同県度会郡大紀町崎字沖田地内の紀勢大内山インターインジまでの延長10.3kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線新設工事」以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道のうち、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路の新設について、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるところであるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する事業許可を受けていることなどから、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する

十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線(以下「紀勢自動車道」という。)は、尾鷲市を起点として、三重県多気郡多気町に至る延長約55kmの路線である。

紀勢自動車道が通過する東紀州地域は、カツオ等の水産物、尾鷲ヒノキ及び南紀みかんが特産物となっており、カツオ等の水産物及び尾鷲ヒノキは関東地方等に広く出荷され、また、南紀みかんは名古屋を中心とした中京地方に出荷されている。さらに、世界遺産に登録されている熊野古道や吉野熊野国立公園等の観光地にも恵まれており、これら水産物等の物流や観光は、そのほとんどを自動車交通に依存している。

しかし、東紀州地域を南北に結ぶ唯一の幹線道路である一般国道42号(以下「42号」という。)のうち、本件区間に対応する区間においては、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径を満たさない箇所が多数存在し、また、自然災害による通行止めが行われるなど主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

本件事業の完成により、既に供用中の紀勢自動車道と接続され、高速自動車国道近畿自動車道伊勢線、近畿自動車道名古屋龟山線及び近畿自動車道名古屋神戸線等とが一体となって、東紀州地域と名古屋圏及び近畿圏との広域高速交通ネットワークを形成し、自動車交通の高速化及び定時性の確保が図られ、地域産業の発展及び地域生活の向上に寄与すること並びに自然災害発生時における42号の代替機能を果たすことが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である三重県知事が「環境影響評価の実施について(昭和59年8月閣議決定)等に基づき、平成8年11月に環境影響評価を実施しており、いずれの評価項目においても環境基準等を満足するものと評価されている。また、計画交通量の見直